

生活協同組合全国都市職員災害共済会
共 済 事 業 規 約

生活協同組合 全国都市職員災害共済会

生活協同組合全国都市職員災害共済会 共 済 事 業 規 約

目 次

- 第 1 章 総則（第 1 条～第 7 条）
- 第 2 章 火災共済事業
 - 第 1 節 共済契約の範囲（第 8 条～第 1 0 条）
 - 第 2 節 共済契約の成立及び共済契約者の通知義務等（第 1 1 条～第 1 7 条）
 - 第 3 節 共済契約の無効、取消し、解除及び消滅（第 1 8 条～第 2 7 条）
 - 第 4 節 事故発生時の義務（第 2 8 条～第 2 9 条）
 - 第 5 節 共済金及び共済金の支払（第 3 0 条～第 4 4 条）
- 第 3 章 火災共済附加事業
 - 第 1 節 共済契約（第 4 5 条～第 4 6 条）
 - 第 2 節 共済金の支払（第 4 7 条～第 5 1 条）
- 第 4 章 風水雪害特約共済事業
 - 第 1 節 共済契約（第 5 2 条～第 5 3 条）
 - 第 2 節 共済金の支払（第 5 4 条～第 5 9 条）
- 第 5 章 異議の申立て（第 6 0 条）
- 第 6 章 雑則（第 6 1 条～第 6 6 条）

第 1 章 総 則

（通 則）

第 1 条 この生活協同組合全国都市職員災害共済会（以下「組合」という。）は、この組合の定款に定めるところによるほか、この規約の定めるところにより、定款第 6 8 条第 1 号に規定する事業を実施するものとする。

（事 業）

第 2 条 この組合が行う火災に関する共済事業は、次に掲げるものとする。

- （1）共済契約者から共済掛金の支払いを受け、共済の対象につき、一定期間内に生じた第 3 0 条に規定する損害を共済事故とし、当該事故の発生によって生じた損害（消防又は避難に必要な処分によって共済の対象に生じた損害を含む。）に対して共済金、臨時費用共済金、残存物取片付費用共済金及び失火見舞費用共済金を支払うことを約する火災共済事業
- （2）共済契約者から共済掛金の支払いを受け、一定期間内に生じた第 4 7 条に規定する

共済事故の発生により、共済金を支払うことを約する火災共済附加事業

- (3) 共済契約者から風水雪害特約共済掛金の支払いを受け、共済の対象につき、一定期間内に生じた第30条に規定する風災、水災又は雪災に対して、第32条第1項第2号に規定する共済金に加算して風水雪害特約共済金、臨時費用共済金及び残存物取片付費用共済金を支払うことを約する風水雪害特約共済事業
- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる火災共済事業に附加して行うものとし、同項第3号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる火災共済事業に附帯して行うものとする。

(契約内容の提示)

第3条 この組合は共済契約を締結するときは、共済契約申込者に対し、次の共済契約の内容に係る重要な事項（契約概要及び注意喚起情報）をあらかじめ正確に提示しなければならない。

- (1) 共済商品の仕組み
- (2) 補償の内容
- (3) 共済期間
- (4) 引受条件（共済金額等）
- (5) 共済掛金に関する事項
- (6) 共済掛金払込みに関する事項（共済掛金払込方法、共済掛金払込期間）
- (7) 契約者割戻しに関する事項（契約者割戻しの有無）
- (8) 共済掛金の払戻しの有無及びそれらに関する事項
- (9) 告知義務等の内容
- (10) 責任開始期
- (11) 支払事由に該当しない場合及び免責事由等の共済金等を支払わない場合のうち主なもの
- (12) 共済掛金の支払猶予期間、共済契約の失効、復活等
- (13) 解約と共済掛金の払戻しの有無
- (14) 特に法令等で注意喚起することとされている事項

(共済契約者の範囲)

第4条 共済契約者は、この組合の組合員とする。

(被共済者の範囲)

第5条 この組合は、共済契約者を被共済者とする共済契約に限り締結するものとする。

(共済金の受取人)

第6条 共済金の受取人は、共済契約者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、共済契約者が死亡したときの共済金の受取人は、共済契約者の相続人とする。

なお、共済金の受取人の変更は遺言によってもできないものとする。

(共済期間)

第 7 条 共済期間は、共済契約の効力が生じた日から 1 年間とする。ただし、火災共済事業実施規則(以下「実施規則」という。)の定めるところにより、特別の事由がある場合は 1 年未満の短期の共済期間とすることができる。

第 2 章 火災共済事業

第 1 節 共済契約の範囲

(共済の対象の範囲)

第 8 条 共済契約は、金銭に見積ることができる物でなければ、その対象とすることができない。

2 共済の対象となる物は、次に掲げるものとする。

- (1) 共済契約者又はその扶養親族が所有する日本国内の建物
- (2) 共済契約者又はその扶養親族が居住する日本国内の建物に収容している動産(共済契約者と同一世帯に属する者が所有するものを含む。)

3 次に掲げる物は共済の対象に含まれていないものとする。

- (1) 建物に付属する門、塀、垣
- (2) 通貨、有価証券、印紙、切手その他これらに準ずる物
- (3) 貴金属、宝石並びに美術品である書画、骨とう、彫刻物その他の物
- (4) 稿本、設計図、図案、ひな形、鋳型、模型、証書、帳簿その他これらに準ずる物
- (5) 動物及び植物
- (6) 自動車(総排気量 50cc を超える原動機付自転車を含む。)
- (7) 商品及び生産設備(動力付農機具を含む。)

4 建物を共済の対象とする場合にあっては、畳、建具その他の建物の従物並びに電気設備、ガス設備、冷暖房設備その他これらに準ずる建物の付属設備は、共済の対象に含まれているものとする。

(共済契約の締結の単位)

第 9 条 共済契約は、共済の対象である建物又は同一の建物内に収容されている共済の対象である動産ごとに締結するものとする。

2 同一の建物又は同一の建物内に収容されている動産についての共済契約者は、一人に限るものとする。

(共済契約の再取得価額の特約)

第 10 条 共済の対象である建物及び動産について、共済事故によって損害が生じた場合に、当該共済の対象と同一の規模、主要構造、質、用途、型及び能力のものを再取得するために要する額(以下「再取得価額」という。)を共済金として支払う旨の特約(以下

- 「再取得価額の特約」という。)をすることができるものとする。
- 2 前項の再取得価額の特約は、共済の対象としようとする建物及び動産の時価が当該再取得価額の5割以上に相当する額であり、かつ、申込みをしようとする共済契約の共済金額が当該再取得価額の7割以上に相当する額である場合に限り締結するものとする。
 - 3 前項に規定するもののほか、この再取得価額の特約に関し必要な事項は、別に定める。

第2節 共済契約の成立及び共済契約者の通知義務等

(共済契約の成立)

- 第11条** 共済契約の申込みをしようとする者は、共済契約申込書に共済掛金に相当する金額を添え、これをこの組合に提出しなければならない。
- 2 この組合は、前項の申込みがあったときは、その日付で共済契約申込書に添えて提出のあった共済掛金に相当する金額(以下「預り金」という。)の受領書を作成し、直ちにこれを同項の申込みをした者(以下「共済契約申込者」という。)に交付するものとする。
 - 3 この組合は、第1項の申込みがあったときは、共済の対象となる物につきその構造、用途等を調査したうえで同項の共済契約申込書の内容を審査し、当該申込みを承諾するかどうかを決定し、その諾否を共済契約申込者に通知するものとする。
 - 4 この組合は、共済契約の申込みを承諾したときは、第2項の預り金を共済掛金に充てるものとする。この場合には当該預り金を受領した日付をもって共済掛金の払込みがあったものとみなす。
 - 5 前項の場合には、共済契約は、その申込みの日において成立したものとみなし、かつ、その日の属する月の翌月1日から効力を生ずるものとする。ただし、当該共済契約が共済期間の満了する共済契約を継続するものであるときは、継続する前の共済契約の共済期間の満了の日の翌日から効力を生ずるものとする。
 - 6 前項の規定にかかわらず、この組合が第2項の預り金を受取ったときから共済契約の効力を生ずる日までの間に共済事故が発生した場合には、この組合が当該預り金を受取ったときに効力が生じたものとみなして契約上の責任を負うものとする。
 - 7 この組合は、共済契約の申込みを承諾しないときは、遅滞なく、第2項の預り金を共済契約者に払戻すものとする。
 - 8 この組合は、共済契約の申込みを承諾した日から30日以内に共済契約承諾通知書(以下「承諾通知書」という。)を共済契約者に交付するものとする。
 - 9 共済契約者が、共済期間満了の日の30日前までに当該共済契約の共済契約口数及び共済金額を変更する旨通知しないときは、共済契約は継続するものとする。継続する共済契約の共済掛金が従前の共済掛金の額と異なることになる場合は、継続する共済契約の共済掛金の額によるものとする。
 - 10 前項の共済契約の継続の場合は、継続を証する通知書を交付するものとする。

11 この組合は、共済契約の継続の場合に、第14条第3項に規定する猶予期間中に共済金の支払事由が発生し、共済金の請求を受けた場合において、未払込共済掛金があるときは、その額を差し引いて支払うものとする。

なお、猶予期間内に共済掛金の払込みがされない場合は、第14条第3項に定める共済契約の更新日の午前零時をもって共済契約が消滅するものとする。

(共済契約申込書の記載事項)

第12条 共済契約申込書の記載事項は次に掲げるとおりとする。

- (1) 共済契約者の氏名及び住所等
- (2) 共済の対象の所有者の氏名
- (3) 共済期間
- (4) 共済金額
- (5) 共済の対象
- (6) 共済掛金額
- (7) 申込日
- (8) その他この組合が必要とする事項

(承諾通知書の記載事項及び交付)

第13条 この組合は共済契約者に対し、次の事項を記載した承諾通知書を交付しなければならない。

- (1) 組合名
- (2) 共済契約者の氏名
- (3) 共済の対象の所有者の氏名
- (4) 共済の種類
- (5) 共済期間
- (6) 共済金額
- (7) 共済の対象
- (8) 共済掛金及びその払込方法
- (9) 危険増加に関する通知義務
- (10) 契約日
- (11) 承諾通知書の作成日

2 前項の承諾通知書には、組合が記名押印する。

(共済掛金の払込み)

第14条 共済契約者は、この組合の事務所又はこの組合の指定する場所に共済掛金を払い込まなければならない。

2 共済掛金の払込方法は、年払いによるものとする。

3 共済契約者は、加入時及び継続時の共済掛金を、第11条(共済契約の成立)に規定する共済契約の発効日又は更新日の前日までに払い込まなければならない。ただし、共

済契約の継続の場合は、満了する共済契約の満了日の翌月末日まで払込みの猶予期間を設けるものとする。

(告知義務)

第15条 共済契約者は、共済契約締結の当時、告知事項（告知事項とは、共済金の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、共済契約申込書の記載事項とすることによって、この組合が告知を求めたものをいう。以下同じ。）について、この組合に事実を正確に告げなければならない。

2 この組合は、共済契約締結の当時、共済契約者が故意又は重大な過失によって告知事項について事実を告げなかったとき、又は不実のことを告げたときは、この共済契約を解除することができる。

3 前項の規定は、次の場合には適用しない。

(1) 前項の告げなかった事実又は告げた不実のことがなくなった場合

(2) この組合が共済契約締結の当時、その事実若しくは不実のことを知り、又は過失によってこれを知らなかった場合

(3) 共済契約者が、損害の発生前に告知事項につき書面をもって更正を申し出て、この組合がこれを承認した場合

4 第2項の解除権は、次のいずれかに該当するときは消滅する。

(1) この組合が共済契約締結の後、その事実又は不実のことを知った時から、共済契約を解除しないで1か月を経過した場合

(2) 共済契約の締結の時から5年を経過した場合

5 第2項の解除は、将来に向かってのみその効力を生じるものとする。ただし、その解除が損害の発生した後になされた場合でも、この組合は、共済金を支払わない。すでに共済金を支払っていたときは、その返還を請求できるものとする。

6 前項の規定は、第2項に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害について適用しないものとする。

(共済契約者の通知義務等)

第16条 共済契約の成立後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、共済契約者は、遅滞なく、書面によりその旨をこの組合に通知し、承諾通知書に承認の裏書を請求しなければならない。ただし、第1号の場合において、その構造の変更又はその改築若しくは修繕が軽微であるとき、第7号の場合において、その損害が軽微であるとき又は当該事実がなくなったときは、この限りでない。

(1) 共済の対象である建物の用途若しくは構造を変更し、又は当該建物を改築し、増築し、若しくは修繕すること。

(2) 前号のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実が発生したこと。

(3) 共済の対象につき、共済事故を事故とする法律に基づく他の共済契約等（他の共済

契約等とは、この共済契約と同一の共済の対象について締結された火災等による損害、風水雪災害による損害、臨時費用、残存物取片付費用、失火見舞費用に対して共済金又は保険金を支払うべき他の共済契約又は保険契約をいう。以下同じ。)を締結すること。

- (4) 共済の対象である建物を引き続き30日以上空家若しくは無人とすること。
 - (5) 共済の対象を他の場所に移転すること。ただし、共済事故を避けるために、5日間の範囲内で移転する場合はこの限りでない。
 - (6) 共済の対象である建物を解体し、又は譲渡すること。
 - (7) 共済の対象につき共済事故以外の原因によって損害を生じたとき。
 - (8) 前各号のほか、共済の対象につき共済事故の発生するおそれが著しく増大すること。
- 2 共済契約者は、この組合が前項の事実の発生に関する調査のため行う共済の対象の検査を正当な理由がないのに拒み、又は妨げてはならない。
 - 3 この組合は、第1項の事実の発生により、危険増加が生じた場合において、共済契約者が、故意又は重大な過失によって第1項の事実の発生を遅滞なく通知しなかったときには、共済契約を解除することができる。
 - 4 前項に規定する解除権は、この組合が解除の原因となる事実を知った日以降1か月を経過した場合又は第1項の事実が発生した日以降5年を経過した場合には消滅する。
 - 5 第3項の規定にかかわらず、第1項の事実の発生によって危険増加が生じ、この共済契約の引受範囲を超えることとなった場合には、この組合は、共済契約を解除することができる。ただし、この解除権は、この組合が解除の原因を知ったときから1か月間行わなかったときは、消滅する。
 - 6 第3項又は前項の解除は、将来に向かってのみその効力を生じるものとする。ただし、第3項又は前項による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第1項の事実が発生した時から解除がなされた時まで発生した損害については、共済金は支払わない。すでに共済金を支払っていたときは、その返還を請求できるものとする。
 - 7 第3項による解除の場合は、前項の規定は、その危険増加をもたらした事由に基づかずに発生した事故による損害については適用しないものとする。

(共済金額の変更)

第17条 共済契約の成立後、共済金額を変更するときは、書面によりその旨をこの組合に通知し、共済掛金を払戻し、又は追加共済掛金を支払うものとする。

第3節 共済契約の無効、取消し、解除及び消滅

(共済契約の無効)

第18条 共済契約は、次の場合には無効とする。

- (1) 共済契約者が、共済金を不法に取得する目的又は第三者に共済金を不法に取得させ

る目的をもって共済契約を締結したとき。

- (2) 共済契約者が他人のために共済契約を締結したとき。
 - (3) この組合若しくは共済契約者又は被共済者が共済契約の締結の当時共済の対象となる物がすでに共済事故にかかっていたこと又は共済の対象となる物につき共済事故の原因が発生していたことを知っていたとき。
 - (4) 共済契約者が第4条に定める範囲外であったとき。
- 2 共済金額が第31条第3項に規定する最高限度を超過したときは、その超過した部分については、共済契約は無効とする。

(共済契約の取消し)

第19条 共済契約者の詐欺又は強迫によってこの組合が共済契約を締結した場合には、この組合は共済契約を取り消すことができる。

(共済契約の解除)

第20条 共済契約者は、いつでも、共済契約を解除することができる。

2 前項の解除は、将来に向かってのみその効力を生じる。

(重大事由による解除)

第21条 この組合は、次のいずれかに該当する場合には、共済契約を解除することができる。

- (1) 共済契約者又は共済金を受け取るべき者が、この組合に当該共済契約に基づく共済金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとした場合
- (2) 共済契約者又は共済金を受け取るべき者が、当該共済契約に基づく共済金の請求について、詐欺を行い、又は行おうとした場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、共済契約者、被共済者又は共済金を受け取るべき者が前2号の事由がある場合と同程度にこの組合のこれらの者に対する信頼を損ない、共済契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合

2 前項の解除は、将来に向かってのみその効力を生じるものとする。ただし、その解除が損害の発生した後になされた場合であっても、前項の事由が発生した時から解除がなされた時までには発生した損害については、共済金は支払わない。すでに共済金を支払っていたときは、その返還を請求できるものとする。

(承認事項にかかる共済掛金の払戻し又は追加共済掛金の請求)

第22条 この組合は、第16条第1項の承認をする場合には、共済掛金を払戻し、又は追加共済掛金を請求できる。

2 前項の規定により、この組合が共済掛金を払戻す場合は、第16条第1項に規定する事実が発生した日の属する月の翌月から起算した未経過共済期間の月数に共済掛金の額の12分の1を乗じて得た金額を払戻すものとする。

3 第1項の規定により、この組合が追加共済掛金を請求する場合は、前項により共済掛

金を払戻し、第16条第1項に規定する事実が発生した日の属する月の翌月1日を始期とし変更前の契約の満了日を終期とする第7条に規定する短期の共済期間を適用した場合の共済掛金を請求するものとする。

4 共済契約者は、前項の追加共済掛金を第16条第1項に規定する事実が発生した日の属する月の末日までに払い込まなければならない。ただし、この組合は、この追加共済掛金の払込みについては、変更後の契約の共済期間が始まる月の末日まで、猶予期間を設けるものとする。

5 この組合は、前項に規定する猶予期間中に共済金の支払事由が発生し、共済金の請求を受けた場合において、共済契約者が第4項の追加共済掛金の支払いを怠っているときは、その額を差し引いて支払うものとする。

なお、猶予期間内に共済掛金の払込みがされない場合は、第3項に定める、第16条第1項に規定する事実が発生した日の属する月の翌月1日の午前零時をもって共済契約は消滅するものとする。

(共済契約無効の場合の共済掛金の払戻し)

第23条 第18条第1項第1号の規定により共済契約が無効となる場合には、この組合は、共済掛金を払戻さない。

2 第18条第1項第2号から第4号までの規定により共済契約が無効となる場合には、この組合は、共済掛金の全部を払戻すものとする。

3 第18条第2項の規定により最高限度を超過したときには、この組合はその超過した部分の共済掛金の全部を払戻すものとする。

(共済契約取消しの場合の共済掛金の払戻し)

第24条 第19条の規定により、この組合が共済契約を取り消した場合には、この組合は、共済掛金を払戻さない。

(共済契約解除の場合の共済掛金の払戻し)

第25条 第20条第1項により、共済契約者が共済契約を解除した場合には、この組合は、共済契約の解除の日の属する月の翌月から起算した未経過共済期間の月数に共済掛金の額の12分の1を乗じて得た金額を共済契約者に払戻すものとする。

2 第15条第2項、第16条第3項及び第5項、及び第21条第1項により、この組合が共済契約を解除した場合には、この組合は、共済契約の解除の日の属する月の翌月から起算した未経過共済期間の月数に共済掛金の額の12分の1を乗じて得た金額を共済契約者に払戻すものとする。

3 この組合は、共済契約者が、この組合とすでに締結している共済契約の共済の対象につき、その共済金額を超える金額を共済金額とする共済契約を新たにこの組合と締結し、これとともに、すでにその締結している共済契約を解除したときは、共済契約の解除の日の属する月の翌月から起算した未経過共済期間の月数に共済掛金の額の12分の1を乗

じて得た金額を共済契約者に払戻すものとする。

(共済契約の消滅)

第26条 共済契約の成立後、次の事実が発生した場合には、共済契約は、当該事実が発生した日において消滅する。この場合において、これらの事実の発生が法令又は法令に基づく処分によるものであるときは、共済契約者は遅滞なく、書面によりその旨をこの組合に通知しなければならない。

- (1) 共済の対象が共済事故以外の原因によって滅失したこと。
- (2) 共済の対象が第39条第1項の事故によって滅失したこと。
- (3) 共済の対象が解体されたこと。
- (4) 共済の対象が譲渡されたこと。

2 この組合は、前項に掲げる事実が発生したため、共済契約が消滅した場合には、その消滅の日の属する月の翌月から起算した未経過共済期間の月数に共済掛金の額の1/2分の1を乗じて得た金額を共済契約者に払戻すものとする。

(共済掛金の払戻方法)

第27条 第22条第2項、第23条第2項及び第3項、第25条、及び前条第2項の規定による共済掛金の払戻金は、承諾通知書又はこれに代わるべき書類と引換えに、この組合の事務所又はこの組合の指定する場所で支払うものとする。

第4節 事故発生時の義務

(事故発生時の義務及び損害防止費用)

第28条 共済契約者は、この組合が共済金を支払うべき損害又はその原因となるべき事故が発生したことを知ったときは、次のことを履行しなければならない。

- (1) 損害の発生及び拡大の防止に努め、又はその他の者をしてこれに努めさせること。
- (2) この組合が共済金を支払うべき損害又はその原因となるべき事故の発生を遅滞なく通知すること。
- (3) 他の共済契約等の有無及び内容について遅滞なく通知すること。(既に他の共済契約等から共済金又は保険金の支払いを受けた場合には、その事実を含む。)
- (4) 前各号のほか、この組合が特に必要とする書類又は証拠となるものを求めた場合には、遅滞なくこれを提出し、又この組合が行う損害の調査に協力すること。

2 第1項第1号において、共済契約者が、第30条第1号、第2号又は第3号の損害の発生及び拡大の防止のために必要又は有益な費用を支出したときにおいて、第39条又は第40条に掲げる損害又は事由に該当しないときは、この組合は、次に掲げる費用に限り、これを負担することとする。

- (1) 消火活動のために費消した消火剤等の再取得費用
- (2) 消火活動に使用したことにより損傷した物(消火活動に従事した者の着用物を含む。)の修理費用又は再取得費用

- (3) 消火活動のために緊急に投入された人員又は器材にかかわる費用（人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用又は謝礼に属するものを除く。）

(事故発生時の義務違反)

第29条 共済契約者が、正当な理由がなく前条の規定に違反した場合は、この組合は、次の金額を差し引いて共済金を支払うこととする。

- (1) 前条第1項第1号に違反した場合は、発生又は拡大を防止することができたと認められる損害の額
- (2) 前条第1項第2号から第4号までの規定に違反した場合は、それによってこの組合が被った損害の額

2 共済契約者が、正当な理由がなく前条第1項第4号の書類に事実と異なる記載をし、又はその書類若しくは証拠を偽造し若しくは変造した場合には、この組合は、それによってこの組合が被った損害の額を差し引いて共済金を支払うこととする。

第5節 共済金及び共済金の支払

(共済金の支払事故)

第30条 第2条第1項第1号に規定する共済事故とは、次の各号に掲げる損害とする。

- (1) 火災による損害（消防又は避難に必要な処分を含む。以下同じ。）
- (2) 落雷による損害
- (3) 破裂又は爆発による損害
- (4) 航空機の墜落若しくは接触又は航空機からの物体の落下による損害
- (5) 車両の飛び込みによる損害
- (6) 同一の建物の上層階に居住する他人の住居のいっ水により生じた水漏れによる損害
- (7) 台風、突風又は旋風等による損害（以下「風災」という。）
- (8) 暴風雨、洪水、豪雨又は長雨等による損害（以下「水災」という。）
- (9) 積雪、雪崩又は降雹等による損害（以下「雪災」という。）
- (10) 前各号の損害によって生じた見舞金等の費用の支出

(共済金及び共済掛金)

第31条 共済契約1口についての共済金額は50万円とする。

2 共済契約1口についての共済掛金額は、木造は年額290円、耐火造は年額190円とし、その算定は別紙第1火災共済事業掛金額算出方法書及び別紙第2耐火造物件の共済契約に係る共済掛金額算出方法書に定める方法によるものとする。

3 同一の建物又は同一の建物内に收容されている動産についての共済契約の共済契約口数の最高限度及び共済金額の最高限度は、次のとおりとする。ただし、共済契約の対象である建物又は動産の共済契約の当時における時価（第10条に掲げる共済契約の再取得価額の特約にあっては、同条に規定する再取得価額とする。以下同じ。）が共済金額の最高限度未満の場合にあっては、その時価に相当する額とする。

- (1) 建物 80口 4,000万円
- (2) 動産 40口 2,000万円

(共済金の種類)

第32条 この組合が支払う共済金の種類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 火災共済金
- (2) 風水雪害共済金

2 この組合が支払う費用共済金の種類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 臨時費用共済金
- (2) 残存物取片付費用共済金
- (3) 失火見舞費用共済金

(特約共済金の種類)

第33条 この組合が支払う特約共済金の種類は、第52条に規定する風水雪害特約共済金とする。

(共済金)

第34条 共済の対象につき、第30条第1号から第6号に規定する共済事故によって損害が生じた場合にこの組合が支払う第32条第1項第1号の共済金の額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 共済金額が、実施規則に基づいて算定する共済の対象の価額の80パーセントに相当する額以上のときは、共済金額を限度として、損害の額を支払う。
- (2) 共済金額が、実施規則に基づいて算定する共済の対象の価額の80パーセントに相当する額より少ないときは、共済金額を限度として、次の算式によって算出した額を支払う。

$$\text{損害額} \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済の目的の価額の80\%相当額}} = \text{支払共済金の額}$$

2 共済の対象につき、第30条に規定する風災、水災又は雪災が生じた場合にこの組合が支払う第32条第1項第2号の共済金の額は、下表の損害の割合に応じて得た額とする。ただし、当該建物又は動産に生じた損害の額がそれぞれ20万円未満である場合は、共済金を支払わない。

損害の割合	共済契約1口当たりの支払額
全 部	50,000円
$\frac{1}{2}$ 以上	25,000円
$\frac{1}{3}$ 以上	15,000円
$\frac{1}{3}$ 未満	3,000円

- 3 前項の規定により算出した額が損害の額を超えるときは、損害の額を共済金の額とし、建物及び動産の共済金の合計額の最高限度は、600万円を限度とする。ただし、建物の限度額は400万円、動産の限度額は200万円とする。
- 4 第2項に規定する損害の割合は、共済の対象の価額に対する損害の額の割合をもって算定するものとし、建物又は動産のそれぞれにつき、別個に算定するものとする。
- 5 第1項及び第2項の損害の額及び共済の対象の価額は、その損害が生じた場所における時価によるものとする。
- 6 第1項から第3項及び第5項の規定により共済金の額を計算するに当たって、百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。

(費用共済金)

第35条 この組合は、共済の対象の共済事故の発生に付随する共済契約者の損害について前条の共済金とは別に、次の各号に定める第32条第2項の費用共済金を支払うものとする。

(1) 臨時費用共済金

前条の共済金が支払われる場合で、共済事故によって共済の対象が損害を受けたため臨時に生ずる費用

(2) 残存物取片付費用共済金

前条の共済金が支払われる場合で、共済事故によって生じた共済の対象の残存物の取片付けに要した費用

(3) 失火見舞費用共済金

前条の共済金が支払われる場合で、共済の対象又は共済の対象を収容する建物から発生した火災、破裂又は爆発によって、第三者の所有物に損害を生じ、それに対し共済契約者が見舞金等を支払ったときの費用

- 2 前項第1号の臨時費用共済金の額は、前条の共済金の額の15パーセントに相当する

額とする。ただし、1回の共済事故につき300万円を限度とする。

- 3 第1項第2号の残存物取片付費用共済金の額は、共済契約者が現に残存物取片付けに要した費用とする。ただし、1回の共済事故につき前条の共済金の額の5パーセントに相当する額又は100万円のいずれか少ない額を限度とする。
- 4 第1項第3号の失火見舞費用共済金の額は、共済契約者が現に失火見舞金等として第三者に支払った費用（第三者一世帯当たり20万円を限度とする。）とする。ただし、1回の共済事故につき前条の共済金の20パーセントに相当する額又は60万円のいずれか少ない額を限度とする。
- 5 前3項の規定により費用共済金の額を計算するに当たっては、前条第6項の規定を準用する。

（他の共済契約等がある場合の共済金の支払額）

第36条 他の共済契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（他の共済契約等がないものとして算出した支払うべき共済金又は保険金の額をいう。）の合計額が、共済金の種類ごとに別表の支払限度額を超えるときは、この組合は、次に掲げる額を共済金として支払うものとする。

- （1）他の共済契約等から共済金又は保険金が支払われていない場合は、この共済契約の支払責任額
- （2）他の共済契約等から共済金又は保険金が支払われた場合は、支払限度額から、他の共済契約等から支払われた共済金又は保険金の合計額を差し引いた残額。
ただし、この共済契約の支払責任額を限度とする。

（共済金の支払請求）

第37条 この組合に対する共済金の支払いを請求する権利は、第30条に規定する損害が発生した時から発生し、これを行行使できることとする。

- 2 共済契約者は、共済金の支払いを請求しようとするときは、遅滞なく、書面によりその旨をこの組合に通知し、かつ、共済金支払請求書に承諾通知書及び次に掲げる書類を添え、遅滞なく、この組合に提出しなければならない。

- （1）関係官公署の罹災証明書
- （2）被災状況報告書及び損害見積書
- （3）その他特にこの組合の要求する書類

- 3 前項の共済金支払請求書の添付書類は、正当な理由があるときは、その提出を省略することができる。

（共済金の支払時期及び場所）

第38条 この組合は、前条第2項の書類がこの組合に到達した日から30日以内にこの組合の事務所又はこの組合の指定する場所において、共済金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、共済金を支払うこととする。

- (1) 共済金の支払事由発生の有無
事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無及び被共済者に該当する事実
- (2) 共済金が支払われない事由の有無
共済金が支払われない事由としてこの共済契約において規定する事由に該当する事実の有無
- (3) 共済金を算出するための事実
損害の額及び事故と損害との関係
- (4) 共済契約の効力の有無
この共済契約において規定する解除、無効又は取消しの事由に該当する事実の有無
- (5) 第1号から第4号までのほか、この組合が支払うべき共済金の額を確定させるための事実
他の共済等の有無及び内容、損害について被共済者が有する損害賠償請求権その他の債権及び既に取得したものの有無及び内容等

2 前項に規定する事項の確認をするため、次に掲げる特別な照会又は調査が不可欠な場合には、前項の規定にかかわらず、この組合は、前条第2項の書類がこの組合に到達した日の翌日以後、次のいずれかの日数が経過する日までに、共済金を支払うこととする。この場合において、この組合は、確認が必要な事項及びその確認を終えるべき時期を共済契約者、被共済者又は共済金を受け取るべき者に通知することとする。

- (1) 前項第1号から第5号までの事項を確認するための、弁護士法その他の法令に基づく照会 180日
- (2) 前項第1号から第4号までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果の照会 180日
- (3) 前項第1号から第4号までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- (4) 災害救助法が適用された災害の被災地域における、前項第1号から第5号までの事項の確認のための調査 60日
- (5) 前項第1号から第5号までの事項の確認を日本国内で行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(共済金を支払わない損害)

第39条 この組合は、共済の対象につき共済事故によって損害が生じた場合であっても、その損害が次のいずれかに該当するときは、共済金を支払わない。

- (1) 共済契約者の故意又は重大な過失によって生じた損害
- (2) 共済契約者と同一世帯に属する者の故意によって生じた損害（その者が共済契約者に共済金を取得させる意思を有しなかったことを共済契約者が証明した場合を除く。）
- (3) 共済事故に際し、共済の目的である物が紛失し、又は盗難にかかったことによって生じた損害

- (4) 原因が直接であると間接であるとを問わず、戦争その他の変乱によって生じた損害
- (5) 原因が直接であると間接であるとを問わず、地震又は噴火によって生じた損害
- (6) 発生原因のいかんを問わず、共済事故が第4号又は第5号の損害の原因によって延焼又は拡大して生じた損害

(共済金の支払義務を免れる場合)

第40条 この組合は、共済契約者が第37条第2項の書類に故意に不実のことを表示し、又は当該書類若しくはその損害に係る証拠を偽造し、若しくは変造した場合には共済金を支払う義務を免れる。

(被害物の検査等)

第41条 この組合は、共済の対象について共済事故によって損害が生じた場合において、その損害の額及び共済の対象の価額を決定するため必要があるときは、当該共済の対象を検査し、若しくは一時他に移転して必要な事項を調査することができる。

- 2 前項の必要な事項の確認に際し、共済契約者、被共済者又は共済金を受け取るべき者が正当な理由なくこの確認を妨げ、又はこれに応じなかった場合には、これにより確認が遅延した期間については、第38条に定める日数に算入しないものとする。

(第三者の行為による損害)

第42条 共済の対象につき共済事故によって生じた損害が第三者の行為によるものである場合において、共済契約者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、この組合は、その価額の限度で共済金を支払う義務を免れる。

(代位)

第43条 この組合は、共済の対象につき第三者の行為によって生じた共済事故に対し共済金を支払ったときは、その支払った共済金を限度として、共済契約者が当該第三者に対して有する権利を代位取得するものとする。

- 2 共済契約者は、前項の規定によりこの組合が取得した権利の保全及び行使のために、この組合が必要とする証拠及び書類の提供その他に協力しなければならない。

(共済金支払後の共済契約)

第44条 共済金の支払額が1回の事故につき共済金額の80パーセントに相当する額を超えたときは、共済契約は、その共済金支払の原因となった共済事故の発生した時に終了する。

- 2 前項の場合を除き、この組合が共済金を支払った場合においても、共済契約の共済金額は、減額しないものとする。

第3章 火災共済附加事業

第1節 共済契約

(共済契約の申込み及び成立)

第45条 火災共済契約の申込みをしようとする者は、当該火災共済契約に併せて火災共済附加契約の申込みをしようとする者とみなす。

- 2 火災共済附加契約の申込みについては、第11条の規定を準用する。
- 3 火災共済附加契約者の通知義務等については、第16条の規定を準用する。

(共済契約の無効、解除及び消滅)

第46条 火災共済契約の全部又は一部が無効であるときは、当該火災共済契約に併せて締結された火災共済附加契約は当該火災共済契約の無効の部分に対応し、その全部又は一部を無効とする。

- 2 火災共済契約が解除され又は消滅したときは、当該火災共済契約に併せて締結された火災共済附加契約は、当該火災共済契約が解除され又は消滅したときに解除され又は消滅したものとみなす。
- 3 前2項の場合において、火災共済契約に係る共済掛金の全部又は一部が共済契約者に払戻されるものであるときは、当該火災共済契約に併せて締結された火災共済附加契約に係る共済掛金の額に、火災共済に係る共済掛金の額のうち払戻される額の当該共済掛金の額に対する割合を乗じて得た金額を共済契約者に払戻すものとする。
- 4 前項の規定による払戻金については、第25条の規定を準用する。

第2節 共済金の支払

(共済金の支払事故)

第47条 第2条第1項第2号に規定する共済事故とは、共済契約者が現に居住し、かつ、共済契約を締結している建物又はその建物内に收容されている動産に生じた第30条第1号から第9号に規定する共済事故に直接起因して死亡したときとする。

(共済掛金)

第48条 共済契約1口についての共済掛金額は、年額10円とし、その算定は別紙第3火災共済附加事業掛金額算出方法書に定める方法によるものとする。

(災害死亡共済金)

第49条 この組合が支払う災害死亡共済金の額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 共済契約者が、第47条の共済事故に直接起因して死亡したときに、その者の相続人に災害死亡共済金として、共済契約1口当たり75,000円を支払う。ただし、共済契約者1人についての共済金額の最高限度は300万円とする。
- (2) 前号に規定する場合において、共済契約者と同居する2親等以内の親族につ

いては、共済契約1口当たり7,500円を支払う。ただし、共済契約者1人についての共済金額の最高限度は30万円とする。

(共済金の額)

第50条 災害死亡共済金の額は、共済契約者が、現に居住する建物又はその建物内に收容されている動産に係る共済契約口数に応じ、前条に定める金額とする。

(共済金の支払請求)

第51条 この組合に対する共済金の支払いを請求する権利は、第47条に規定する損害が発生した時から発生し、これを行使できるものとする。

2 共済契約者又は相続人は、共済金の支払いを請求しようとするときは、遅滞なく、災害死亡共済金請求書に次に掲げる書類を添えて、この組合に提出するものとする。

(1) 災害死亡を証明する死亡診断書又はその写し。

(2) 組合員と同居の親族の災害死亡であるときは、戸籍謄本及び世帯全員の住民票

(3) 共済契約承諾通知書(写)

(4) その他特にこの組合が必要とする書類

3 前項に規定する添付書類については、地方公務員等共済組合又は職員厚生会等に請求する際の添付書類の写しをもって、これに代えることができる。

4 組合員の死亡に伴う出資金の払戻し請求は、第1項に定める災害死亡共済金請求書をもって、これを兼ねるものとする。

第4章 風水雪害特約共済事業

第1節 共済契約

(共済契約)

第52条 この規約において、風水雪害特約共済契約(以下この章において「特約共済契約」という。)とは、共済の対象である建物又は動産について、第30条に規定する風災、水災又は雪災が生じた場合に、風水雪害特約共済金(以下「特約共済金」という。)を支払う共済契約をいう。

2 前項の特約共済契約を申込み場合は、火災共済契約及び火災共済附加契約に附帯して締結するものとし、特約共済契約のみの共済契約はできないものとする。

3 特約共済契約口数は、火災共済契約及び火災共済附加契約口数と同口数とする。

4 特約共済契約の申込みについては、第11条の規定を準用する。

5 特約共済契約者の通知義務については、第16条の規定を準用する。

(共済契約の無効、解除及び消滅)

第53条 火災共済契約及び火災共済附加契約の全部又は一部が無効であるときは、当該火災共済契約及び火災共済附加契約に併せて締結された特約共済契約は、当該火災共済契約及び火災共済附加契約の部分に対応し、その全部又は一部を無効とする。

2 火災共済契約及び火災共済附加契約が解除され、又は消滅したときは、当該火災共済契約及び火災共済附加契約に併せて締結された特約共済契約は、当該火災共済契約及び火災共済附加契約が解除され、又は消滅したときに解除され、又は消滅したものとみなす。

3 前2項の場合において、火災共済契約及び火災共済附加契約にかかる共済掛金の全部又は一部が共済契約者に払戻されるものであるときは、当該火災共済契約及び火災共済附加契約に併せて締結された特約共済契約にかかる共済掛金の額に、火災共済契約及び火災共済附加契約に係る共済掛金の額のうち払戻される額の当該共済掛金の額に対する割合を乗じて共済契約者に払戻すものとする。

4 前項の規定による払戻金については、第25条の規定を準用する。

第2節 共済金の支払

(共済金及び共済掛金)

第54条 共済契約1口についての共済金額は50万円とする。

2 共済契約1口についての共済掛金額は、年額150円とし、その算定は別紙第4風水雪害特約共済事業掛金額算出方法書の定める方法によるものとする。

3 建物及び動産の特約共済金の合計額の最高限度は、2,400万円とする。ただし、建物の限度額は1,600万円、動産の限度額は800万円とする。

(特約共済金)

第55条 特約共済契約を締結した場合におけるこの組合が支払う特約共済金の額は、第34条第1項の規定に基づいて算出した額に100分の50を乗じて得た額とする。ただし、共済の対象である建物又は動産に生じた1回の共済事故による損害の額が建物又は動産それぞれ20万円未満の場合は、特約共済金を支払わない。

2 前項の損害の額及び共済の対象の価額は、その損害が生じた場所における時価によるものとする。

3 第34条第2項の規定に基づく共済金に加算して第1項の特約共済金が支払われる場合は、損害の額を限度とするものとする。

4 第1項から前項の規定により特約共済金の額を計算するに当たっては、第34条第6項の規定を準用する。

(費用共済金の支払)

第56条 前条の特約共済金及び第32条第1項第2号の風水雪害共済金が支払われるときは、その損害に伴う臨時の費用をてん補するものとしての臨時費用共済金を当該共済契約者に支払うものとする。

2 前条の特約共済金及び第32条第1項第2号の風水雪害共済金が支払われるときは、共済事故によって生じた共済の対象の残存物の取片付けに要した費用として残存物取片付費用共済金を当該共済契約者に支払うものとする。

3 第1項の臨時費用共済金の額は、前条の特約共済金及び第32条第1項第2号の風水雪害共済金の合計額の15パーセントに相当する額とする。ただし、1回の共済事故につき300万円を限度とする。

4 第2項の残存物取片付費用共済金の額は、現に共済契約者が残存物取片付けに要した費用とする。ただし、1回の共済事故につき前条の特約共済金及び第32条第1項第2号の風水雪害共済金の合計額の5パーセントに相当する額又は100万円のいずれか少ない額を限度とする。

5 前項の費用共済金の額を計算するに当たっては、第34条第6項の規定を準用する。

(特約共済金の支払請求)

第57条 特約共済金の支払請求については、第37条の規定を準用する。

(特約共済金を支払わない損害)

第58条 特約共済金を支払わない損害については、第39条の規定を準用する。

(特約共済金の支払義務を免れる場合)

第59条 特約共済金の支払義務を免れる場合については、第40条の規定を準用する。

第5章 異議の申立て

(異議の申立て及び審査委員会)

第60条 共済契約及び共済金の支払いに関するこの組合の処分に不服がある共済契約者は、この組合に置く審査委員会に対して異議の申立てをすることができる。

2 前項の異議の申立ては、この組合の処分があったことを知った日から30日以内に書面をもってしなければならない。

3 第1項の規定による異議の申立てがあったときは、審査委員会は、異議の申立てを受けた日から30日以内に審査を行い、その結果を異議の申立てをした者に通知しなければならない。

4 審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、実施規則の定めるところによる。

第6章 雑 則

(支払備金及び責任準備金)

第61条 この組合は、消費生活協同組合法施行規則（昭和23年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第1号）の定めるところにより、毎事業年度末において、支払備金

及び責任準備金を積み立てるものとする。

- 2 責任準備金の種類は、未経過共済掛金及び異常危険準備金とし、その額は別紙第5責任準備金額算出方法書において定める方法により算出した額とする。

(支部の設置)

第62条 この組合は、この規約による共済事業を実施するため、定款第4条に規定する職域に支部を置き、その長をもって支部長とする。

- 2 支部の業務は、実施規則に定める。

(時効)

第63条 共済金の支払いを請求する権利は、第37条第1項及び第51条第1項に定める時の翌日から起算して3年を経過したときは時効によって消滅する。

- 2 共済掛金払戻金の支払いを請求する権利は、請求事由の発生した日の翌日から起算して3年を経過したときは時効によって消滅する。

(質入等の制限)

第64条 共済金の支払いを請求する権利は、組合が承認した場合を除き、質入れ又は譲渡することができない。

(共済契約による権利義務の承継)

第65条 共済契約者が死亡した場合は、当該共済期間を限度として、相続人が共済契約による権利義務を承継するものとする。

(細則)

第66条 この規約に定めるもののほか、共済事業の実施のための手続き、その他その執行について必要な事項は、実施規則で定める。